

第2次垂水市男女共同参画基本計画

垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

令和3年3月

垂 水 市

はじめに

本市においては、平成 21 年3月に策定した「垂水市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進して参りましたが、計画期間の満了に伴い、この度「第2次垂水市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。



近年における社会情勢は、人口減少や少子高齢化、育児や介護、就労をめぐる問題等が深刻化しており、すべての人が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、喫緊の課題となっております。

また、世界各国で取組が推進されておりますSDGs（持続可能な開発目標）においても、ジェンダー平等が掲げられるなど、男女平等や多様な生き方に対する支援等に向けた取組が積極的に進められております。

垂水市では、これらの社会状況の変化に対応し、持続可能な社会を形成していくために、「第2次垂水市男女共同参画基本計画」を策定し、配偶者暴力防止法に基づく「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」、女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」と一体的に推進して参ります。

今後、市民の皆様とともに、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり、誰もが安心して暮らすことができる社会づくりの実現に向けた取組にご協力くださいますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、様々なご意見をいただきました垂水市男女共同参画推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和3年3月 垂水市長 尾脇 雅弥

目次

第1章 計画の位置づけ	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 基本理念	2
2 基本目標	3
3 重点目標	3
4 SDGsについて	3
5 計画の体系	5
第3章 計画の内容	7
1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進	7
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 （女性活躍推進計画Ⅰ）	11
3 すべての人が能力を發揮できる就業環境の整備の促進 （女性活躍推進計画Ⅱ）	13
4 生涯を通じた健康支援	16
5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶 （垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画）	18
6 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	20
7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	23
第4章 計画の推進体制	24
1 推進体制	24
2 進行管理および評価	24
用語解説	25

計画中の用語の解説を掲載しています。（例 男女共同参画社会¹）

第1章 計画の位置づけ

1 計画策定の趣旨

本市では、平成21（2009）年度に「市民一人ひとりが人権を尊重しあい、性別にかかわらずともに参画し活躍できる地域づくりをめざして」を基本理念に、「垂水市男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成25（2013）年度に、計画の中間期となったことから、「垂水市男女共同参画基本計画（後期計画）」を策定し、併せて「垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、男女共同参画社会¹の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

社会においては、深刻な少子高齢化、人々の生活様式や価値観の多様化など、私たちの生活を巡る社会経済情勢は急速に変化しており、すべての人々が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、多くの問題が生じています。

また、国際社会では、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）²において、ジェンダー³平等が掲げられるなど、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

しかし、我が国の男女共同参画の進捗状況を見ると、世界経済フォーラムが令和元年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数⁴」では、153か国中121位と低い水準となっており、より積極的な取組が求められています。

このような状況を踏まえ、前計画の期間が終了することから、これまでの取組を検証しつつ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次垂水市男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- （1） 本計画は、男女共同参画社会基本法⁵第14条第3項の規定に基づく、本市における男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- （2） 本計画は、本市の最上位計画である「第5次垂水市総合計画」やそれに基づく部門別計画との整合を図りながら策定しています。
- （3） 本計画の「重点目標5」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）⁶第2条の3第3項に規定する基本計画として位置づけます。
- （4） 本計画の「重点目標2」「重点目標3」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）⁷第6条第2項に基づく推進計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度を初年度とする10か年計画とします。

第2章 計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第3条から第7条の基本理念に基づき、本市のすべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

① 男女の人権の尊重（第3条）

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

② 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

⑤ 国際的協調（第7条）

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

2 基本目標

この計画では、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場で実践される地域環境が形成されることを目指して、次の基本目標を定めます。

【基本目標】

一人ひとりの人権が尊重され

○多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり

○誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

3 重点目標

基本理念ならびに基本目標を実現するために、7つの重点目標を設定し、基本施策を展開します。

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進
- ② 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画Ⅰ）
- ③ すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備の促進（女性活躍推進計画Ⅱ）
- ④ 生涯を通じた健康支援
- ⑤ 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
（垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画）
- ⑥ すべての人が安心して暮らせる環境の整備
- ⑦ 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

4 SDGsについて

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という考えは、すべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざす本計画に当てはまるものであることから、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、SDGsの達成に向けて本計画を推進します。

【関連するSDGs】



(貧困)



(保健)



(教育)



(ジェンダー)



(経済成長と雇用)



(不平等)



(平和)



(実施手段)

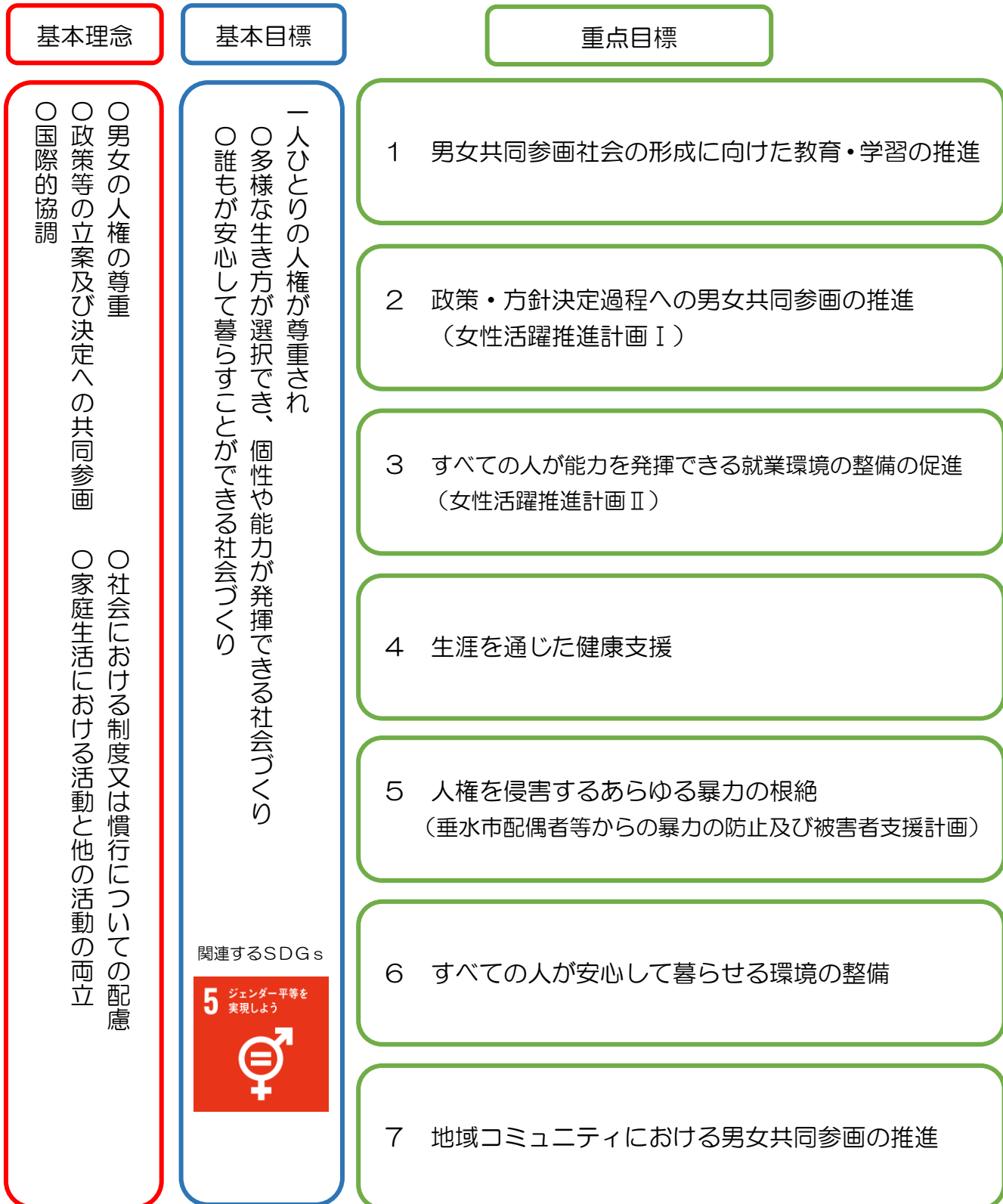
SDGs/Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに達成をめざす国際社会全体の開発目標です。「誰一人取り残さない」という基本理念を掲げ、貧困や教育、環境など17分野にわたる目標と169のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画の体系



施策の方向

関連するSDGs

- ① 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し
- ② 学校等における男女共同参画に関する教育の推進
- ③ 性の多様性についての理解促進



- ① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ② 農林水産業・商工業等の分野における女性の参画の拡大



- ① 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ② 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進
- ③ 女性の能力発揮への支援



- ① 生涯を通じた健康の保持増進
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進



- ① 配偶者等からの暴力の防止及び支援体制の充実
- ② 性犯罪・ストーカー行為、セクハラ等への対策及び被害者支援



- ① ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり
- ② 高齢者や障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり



- ① 地域活動での男女共同参画の意識啓発
- ② 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立



第3章 計画の内容

重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現をはばむ要因のひとつに、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった固定的性別役割分担意識⁸があり、これに基づく社会制度や慣行等が、男女の多様な生き方の主体的な選択に影響を及ぼし、個性と能力の発揮を妨げるおそれがあります。

平成30年度実施の市民意識調査では、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した肯定派が30.8%、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した否定派が、61.5%となっています。

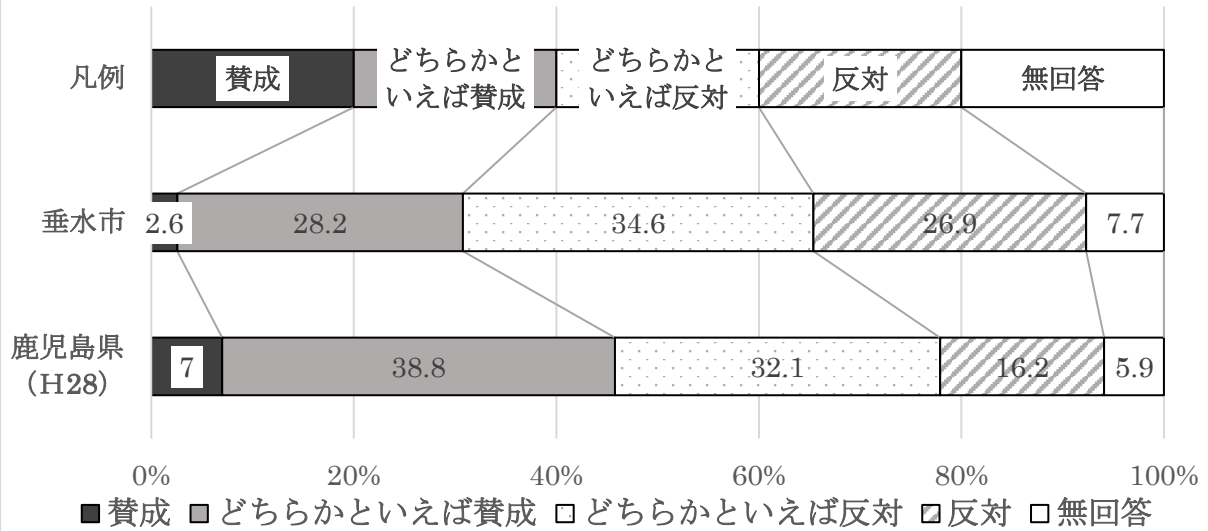
また、同調査での「各分野の男女の地位の平等感」については、学校教育の中では「平等である」と感じている割合が多いことに対して、家庭、職場、地域社会、法律や制度、社会通念、慣習・しきたりなどの中では、女性が男性より不平等感が高く、男性の方が優遇されていると感じていることから、性別による不平等感は依然として残っていることがわかります。

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりの男女共同参画についての理解の深化を図ることが必要です。そのため市民に対して、男女共同参画についての広報啓発を進める必要があります。

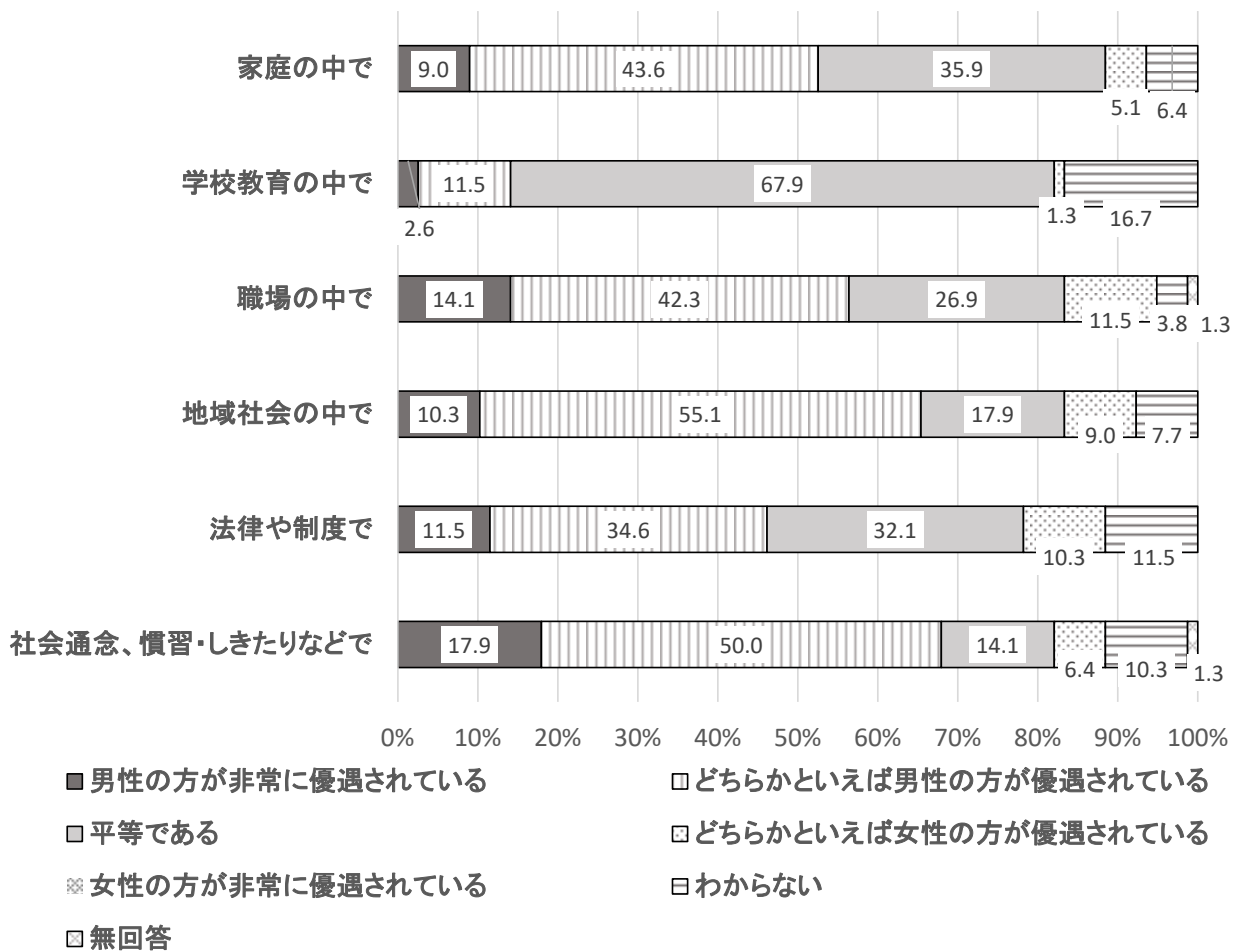
また、人の意識や考え方は幼少期から徐々に育まれるものであり、学校教育や家庭教育を通じた学びが重要になることから、広報啓発活動に加えて、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場面を通じた教育・学習の機会を持つことが必要です。

さらに、性的指向⁹や性自認¹⁰等を理由とする差別や偏見等にかかわる課題も顕在化しており、性の多様性についての理解促進についても取り組む必要があります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか。



各分野の男女の地位の平等感



資料：平成 30 年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し			
番号	具体的施策	内容	担当課
1	広く市民を対象とする男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	男女共同参画の正しい理解が、市民的広がりをもって促進されるようあらゆる機会、あらゆる媒体を活用して積極的な広報・啓発活動を推進します。	企画政策課
2	男女共同参画の実態把握と情報提供	関連する法令や制度の情報収集を図り、広く広報・啓発します。 また、定期的な市民の意識調査や関係機関との連携により、関連データを定期的に収集・分析し、本市における男女共同参画の実態把握に努めます。	企画政策課
3	地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用	地域で男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、男女共同参画の学習機会や情報提供による啓発等の活動を支援します。	企画政策課
4	生涯活動による男女共同参画に関する学習の推進	固定的性別役割分担意識の解消のため、人権教育研修会や高齢者学級、出前講座等を活用し、市民に対して男女共同参画に関する学習や自己啓発等を推進します。	社会教育課
5	市職員に対する研修の実施	市におけるあらゆる施策の推進が、男女共同参画社会の形成の促進につながるよう職員研修を行います。 また、男女共同参画に関する各種セミナー・フォーラムへの参加を促進します。	総務課 企画政策課

施策の方向② 学校等における男女共同参画に関する教育の推進			
番号	具体的施策	内容	担当課
6	学校教育における男女共同参画の推進	教育課程の教育計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科・領域で人権尊重、男女平等の理解等についての指導の充実を図ります。	学校教育課
7	小規模校の特性を生かした協働活動の推進	小規模校の特性を生かした集合学習や交流学習を通して、協働活動を推進します。	学校教育課
8	教育関係者に対する研修の実施	教職員等の教育関係者に向けた研修開催や広報・啓発に取り組みます。	学校教育課
施策の方向③ 性の多様性についての理解促進			
番号	具体的施策	内容	担当課
9	性的少数者 ¹¹ （LGBT等）への理解の促進と支援	性的少数者（LGBT等）に関する正しい情報の提供と理解促進のための啓発に取り組みます。	企画政策課 学校教育課

重点目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画Ⅰ）

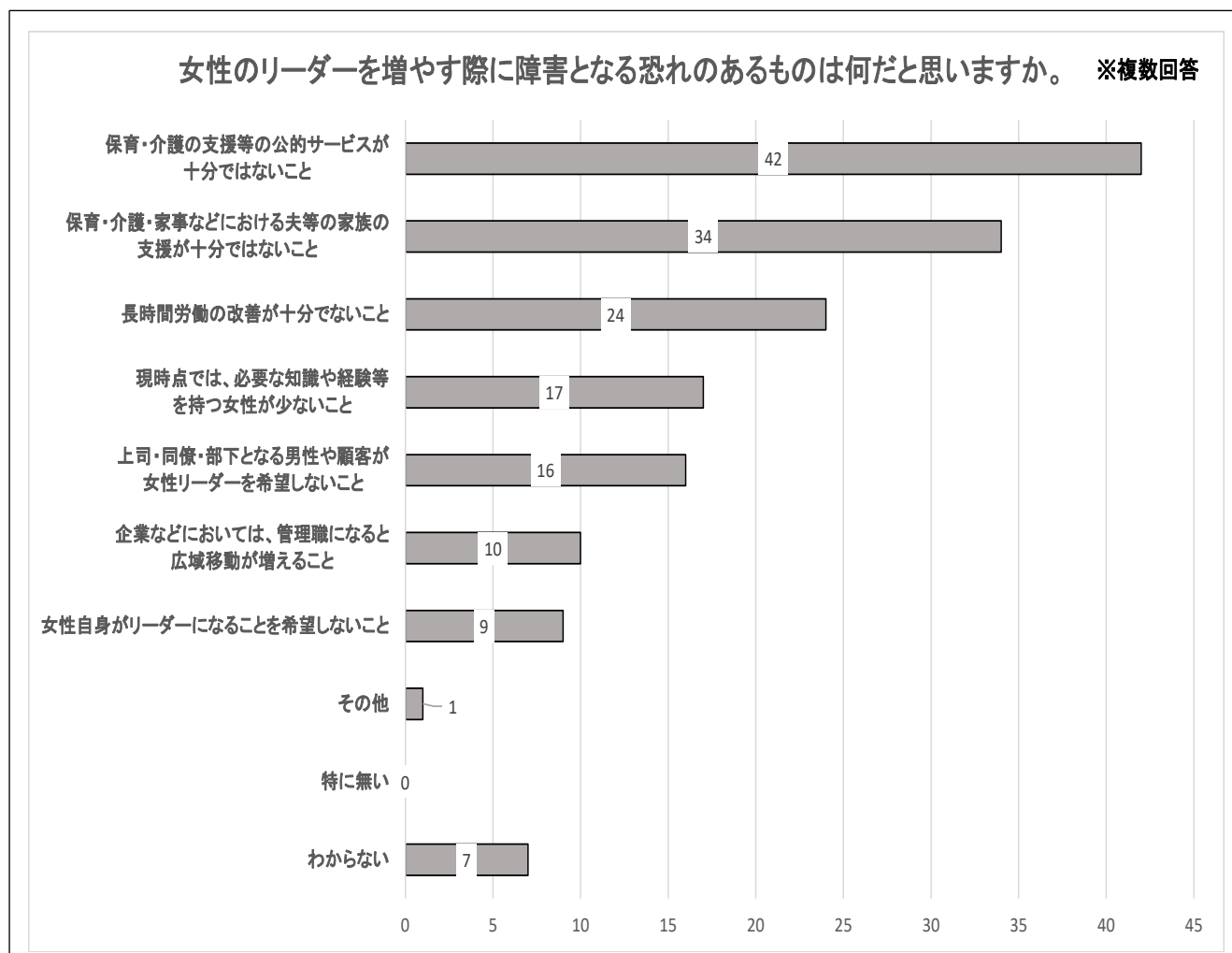
【現状と課題】

急速な少子高齢化・人口減少の進展、市民の価値観の多様化が進む中で、あらゆる分野の政策・方針決定過程に、男女が共に参画し、様々な視点が確保されることは、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

本市の審議会等委員に占める女性の割合は21.5%、市議会議員に占める女性の割合は7.1%、振興会長では4.9%と低く、行政における女性管理職の登用も途絶えており、女性の参画は進んでいません。

本市においては、多くの女性が地域活動等あらゆる分野に参加し、大きな役割を担っているにもかかわらず、様々な割合が示すように政策・方針決定過程への女性の参画の状況は十分ではありません。

そのため、男女双方が女性参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の拡大に向けた環境整備に取り組むことが必要です。



資料：平成30年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
番号	具体的施策	内容	担当課
10	市における女性職員の登用の促進	「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理・監督職への登用等、女性の職員の登用促進に取り組みます。 【市の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（市長部局）】 目標年度：令和7年度、目標値：5%	総務課
11	市の審議会等への女性委員の登用促進	年次ごとの調査を行い、数値目標の達成を目指すとともに、庁内の意識付けを図ります。 【市の審議会等委員への女性の登用率】 目標年度：令和4年度、目標値：30%	企画政策課
12	地区公民館・振興会等のコミュニティ活動における方針決定過程への女性参画	地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりのため、地区公民館・振興会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。	企画政策課
13	農業委員会等への女性委員の登用促進	農業委員会等について、女性の登用促進に取り組みます。	農業委員会
施策の方向② 農林水産業・商工業等の分野における女性の参画の拡大			
番号	具体的施策	内容	担当課
14	女性の経営への参画を促進する就業環境整備の促進	農林水産業や商工業等の自営業においては、就業と生活の場を同じくする家族経営が多いことから、女性が能力を発揮し、男性とともに対等なパートナーとして経営に参画できるよう関係機関・団体等と連携して取り組みます。	農林課 水産商工観光課
15	女性が農業経営に参画する機会の確保に向けた人材育成	女性農業経営士 ¹² の認定推奨を促進し、女性の認定農業者とともに関係機関と連携して人材育成に努めます。	農林課

重点目標3 すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備の促進 (女性活躍推進計画Ⅱ)

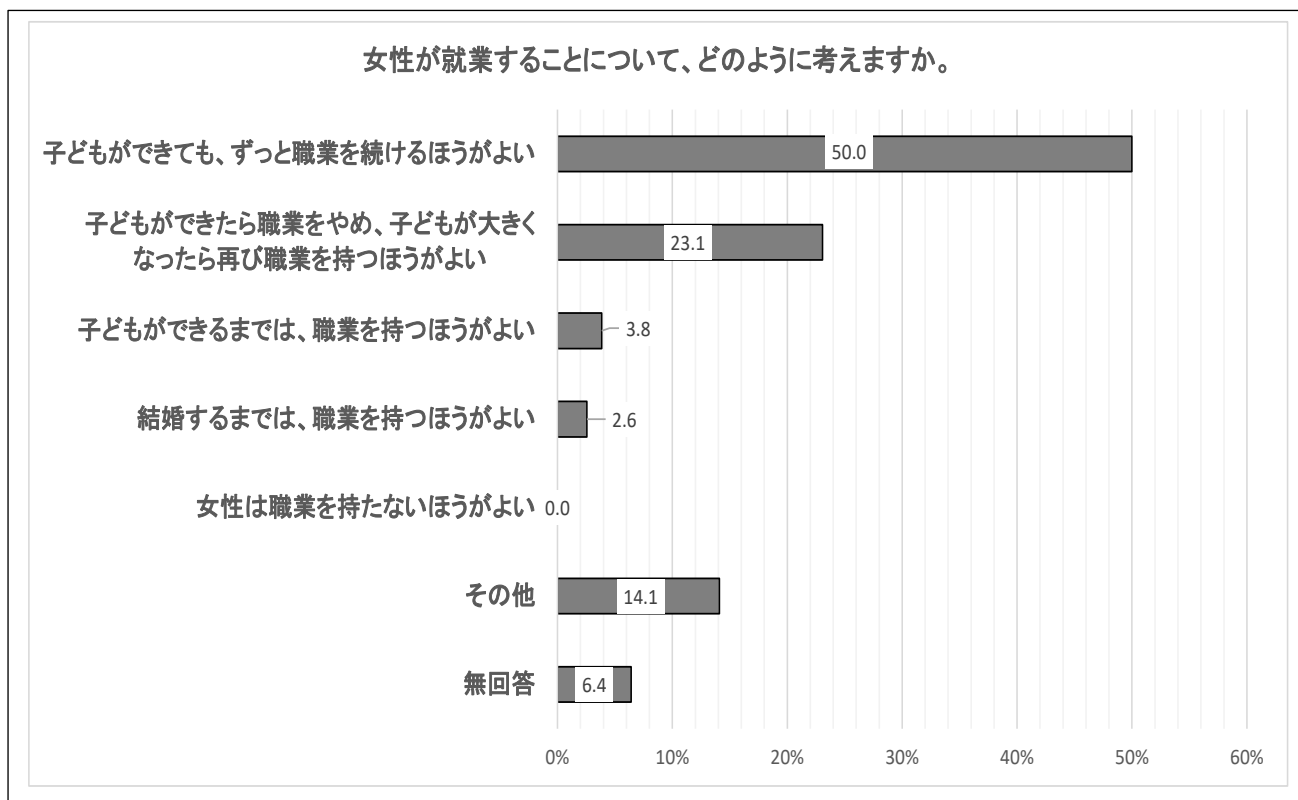
【現状と課題】

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものであり、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティ¹³の推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。

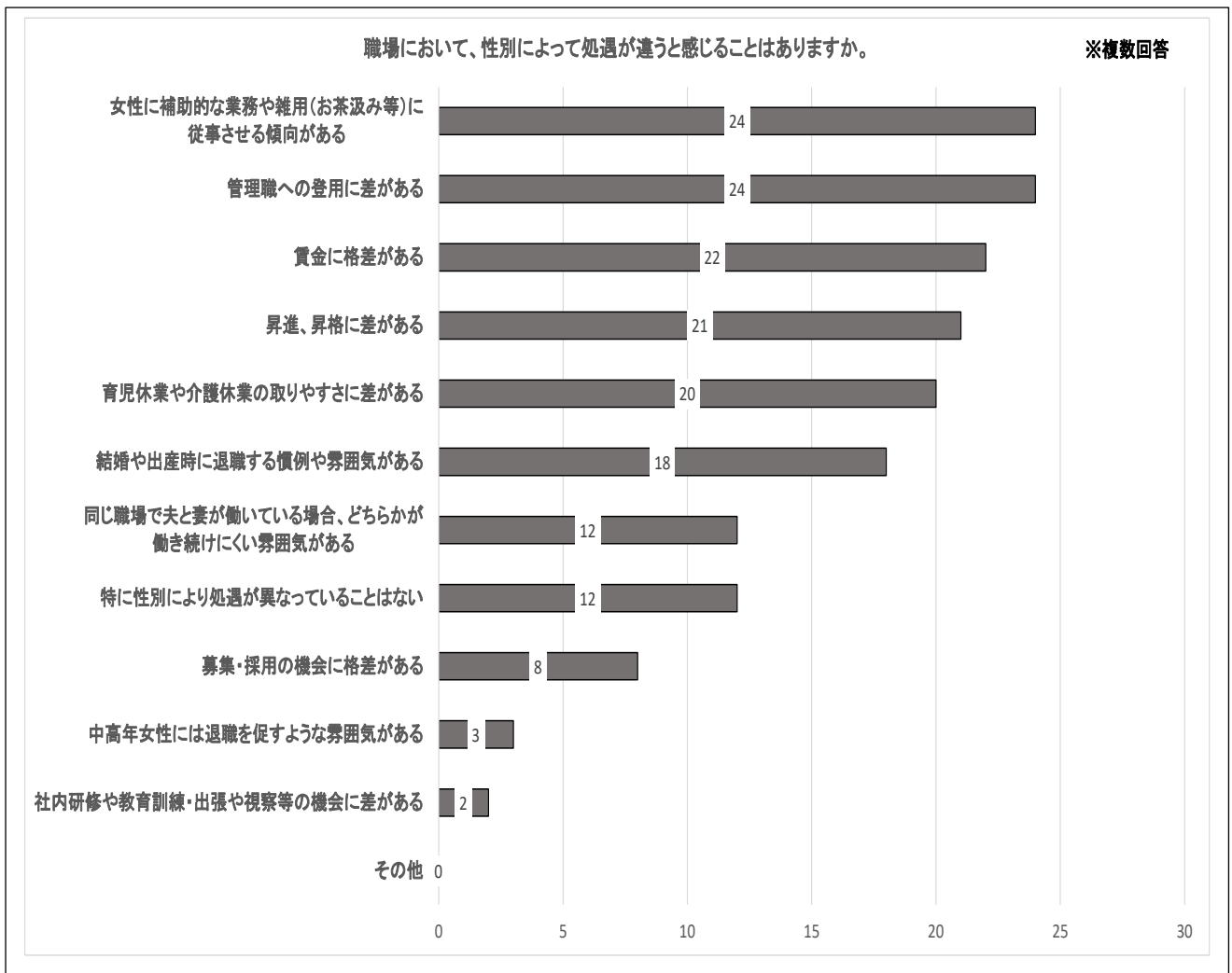
また、女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要であり、出産・育児・介護等の対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）¹⁴がますます重要となります。

そのため、雇用分野における男女の均等な機会の確保や女性の就労継続、再就職支援など女性の職業生活における活躍の推進に向けた取組を進める必要があります。

また、子育てや介護等ライフイベントに対応し、仕事と生活の調和が図れるよう柔軟な働き方を可能にする就業環境の整備の促進や個人経営が多い農業や商工自営業等においても、男女が共に経営の担い手として参画する環境の整備に取り組む必要があります。



資料：平成30年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査



資料：平成 30 年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保			
番号	具体的施策	内容	担当課
16	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保等や非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や制度の周知・広報	男女雇用機会均等法 ¹⁵ やパートタイム労働法等関係法令や労働環境の各種課題に関する諸制度の周知・広報と雇用に関する各種相談について、適切な対応を行います。	水産商工観光課
17	男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定の普及と締結の促進	男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定 ¹⁶ の普及と締結の促進に向けて関係機関・団体と連携して取り組みます。	農林課
施策の方向② 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進			
番号	具体的施策	内容	担当課
18	仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発と長時間労働の是正等働き方改革の促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解浸透のため、広報・啓発に関係課、機関、団体と連携して取り組みます。	企画政策課 総務課 水産商工観光課
19	育児・介護休業等の利用促進に向けた普及・啓発	実態の把握と情報提供を行い、就業者と事業者双方の理解浸透を図ります。	福祉課 水産商工観光課
20	仕事と生活の調和を図る多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供の促進	それぞれの人々が望む仕事と生活のバランスによる多様なニーズに対応する保育・介護に係るサービスの提供を促進します。	福祉課 保健課 土木課
施策の方向③ 女性の能力発揮への支援			
番号	具体的施策	内容	担当課
21	女性の能力発揮・開発や再就職及び起業等に関する支援	新規就業・再就職希望者に関する必要な知識や情報の提供、相談等の機会を提供します。 また、商工会等と連携を図りながら、国、県等の支援策についての情報提供や相談等を通じて、起業活動を支援します。	福祉課 水産商工観光課

重点目標4 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては、心身の健康に関する取組は重要です。

そのため、性にかかわる身体的特徴に理解を深め、心身の健康についての正確な知識・情報を入手することにより、健康を享受できるよう支援することが必要です。

特に女性は、心身の状態が年代によって大きく変化するという特性や妊娠・出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)¹⁷に基づく十分な配慮が必要です。

また、若年層を中心とした望まない妊娠や性感染症の実態など、様々な課題があり、その背景には、性についての正しい理解の浸透と互いの性を尊重する意識不足にあります。

そのため、誰もがその生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受した安心安全でより良い生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフスタイルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組めます。

施策の方向① 生涯を通じた健康の保持増進			
番号	具体的施策	内容	担当課
22	健康についての正しい知識の普及と情報提供及び健康づくり支援	すべての人が、生涯を通じて、その健康状態に応じた適切な自己管理を行うことができるよう健康づくりに関する知識の普及や情報提供、健診（検診）、健康教育・健康相談、食生活改善指導等の推進に努めます。	保健課
23	性別やニーズに応じた健診（検診）の環境整備	性別に応じた的確な健康支援が受けられるよう普及・啓発に取り組みます。 長寿健診・特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率、女性特有の乳がん、子宮頸がん検診の受診率の向上に取り組みます。	保健課 市民課
24	生涯を通じた健康づくりのための運動習慣の定着	性別や年代に対応した運動情報や運動機会の提供に取り組みます。	保健課
施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進			
番号	具体的施策	内容	担当課
25	妊娠・出産期における健康管理の充実や不妊治療に対する支援の充実	妊婦検診、育児相談、健康教育、家庭訪問等の保健事業を行うとともに、各種健診・検診の受診率向上に努めます。不妊治療に対する助成や相談を行います。また、地域の子育てボランティアである母子保健推進委員が男女共同参画の視点から活動できるよう養成します。	保健課
26	性に関する正しい知識の普及	性に関して正しい知識を身につけ、適切な行動をとることができるよう関係機関と連携して、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。 また、エイズ等の性感染症、人工妊娠中絶等の予防に関する情報提供等の啓発に取り組みます。	社会教育課 保健課
27	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての概念の普及・啓発	男女共同参画社会の形成に向けた基盤的課題である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）についての正しい理解の浸透に取り組みます。	企画政策課 保健課

重点目標5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

(垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

【現状と課題】

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

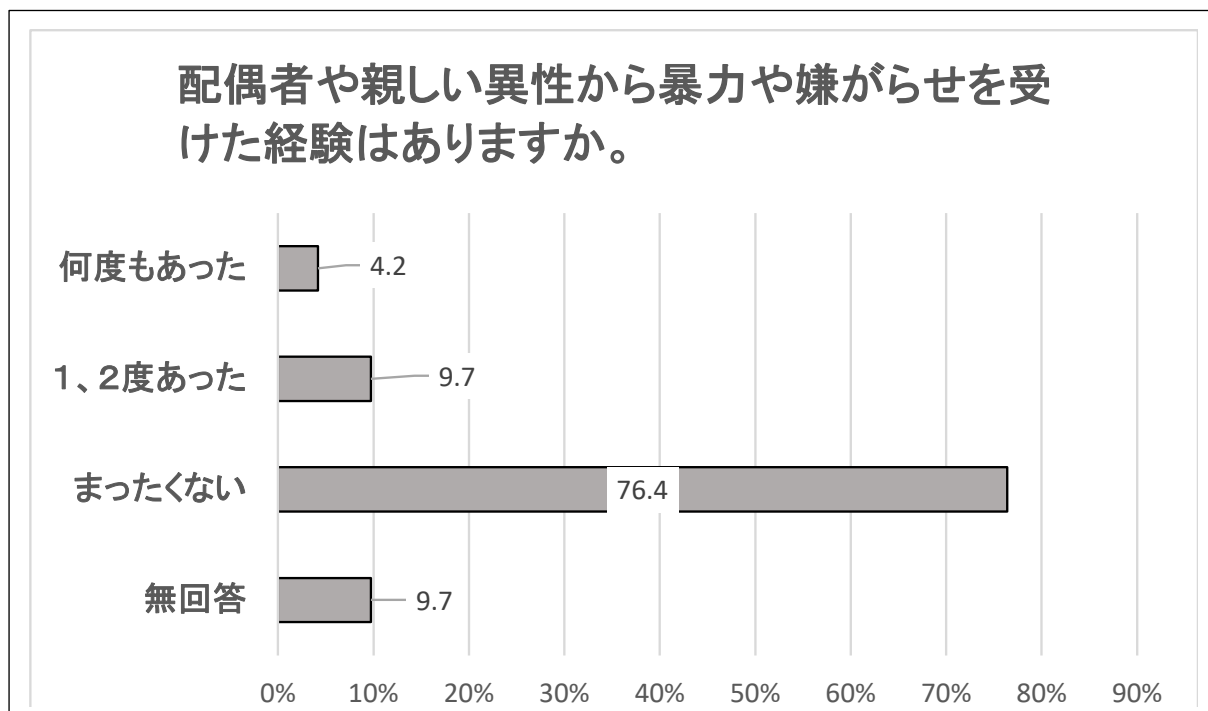
そのうち、配偶者等からの暴力¹⁸や職場等におけるハラスメント、ストーカー行為、性犯罪・性暴力等の被害者の多くは女性です。その背景には、社会において、男女が置かれた状況の違いや根深い偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題です。

平成30年度の市民意識調査では、配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせを受けた人が13.9%おり、暴力は依然として存在しています。

また、近年情報通信技術（ICT）の進化やSNS¹⁹などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、子どもや若者が当事者となりやすい性犯罪、交際相手からの暴力（デートDV）²⁰などが問題となっていることから若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、暴力の社会的背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、相談体制、連携体制の充実を図り、被害の潜在化の防止に取り組みます。

また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。



資料：平成30年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 配偶者等からの暴力の防止及び支援体制の充実			
番号	具体的施策	内容	担当課
28	暴力を容認しない意識の醸成	暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野における暴力に焦点を当てた人権に対する教育・学習と広報・啓発活動に取り組みます。併せて、若者が当事者となりやすい性犯罪や交際相手からの暴力（デートDV）の予防・防止に向けた教育・啓発にも取り組みます。	企画政策課 社会教育課
29	配偶者暴力相談支援センター ²¹ 等の関係機関との連携体制の構築	「垂水市 DV 被害者等支援事務要領」に基づき、関係課と配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、団体等との連携強化を図ります。 また、適切・迅速に相談から保護へとつながるよう相談窓口の広報・周知に取り組みます。	企画政策課 福祉課
30	相談体制の充実	多様な相談ニーズに対応するため関係課、関係機関との速やかな連携が図られるよう体制の整備に取り組みます。	福祉課 市民課
31	被害者の生活や住宅等の自立支援体制づくり	関係機関と連携を図り、被害者に対する住宅の提供を行います。	企画政策課 土木課
施策の方向② 性犯罪・ストーカー行為、セクハラ等への対策及び被害者支援			
番号	具体的施策	内容	担当課
32	性犯罪・ストーカー行為などへの対策の推進	性犯罪・ストーカー等の被害者に対しては、関係機関との連携を図り、本人の安全確保を最優先とし、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行います。	福祉課 社会教育課
33	セクシュアル・ハラスメント ²² 等の防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントについては、相談に対応し、支援に関する情報提供を行うとともに、地域の組織や関係機関との連携による解決を図ります。	福祉課 市民課

重点目標6 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

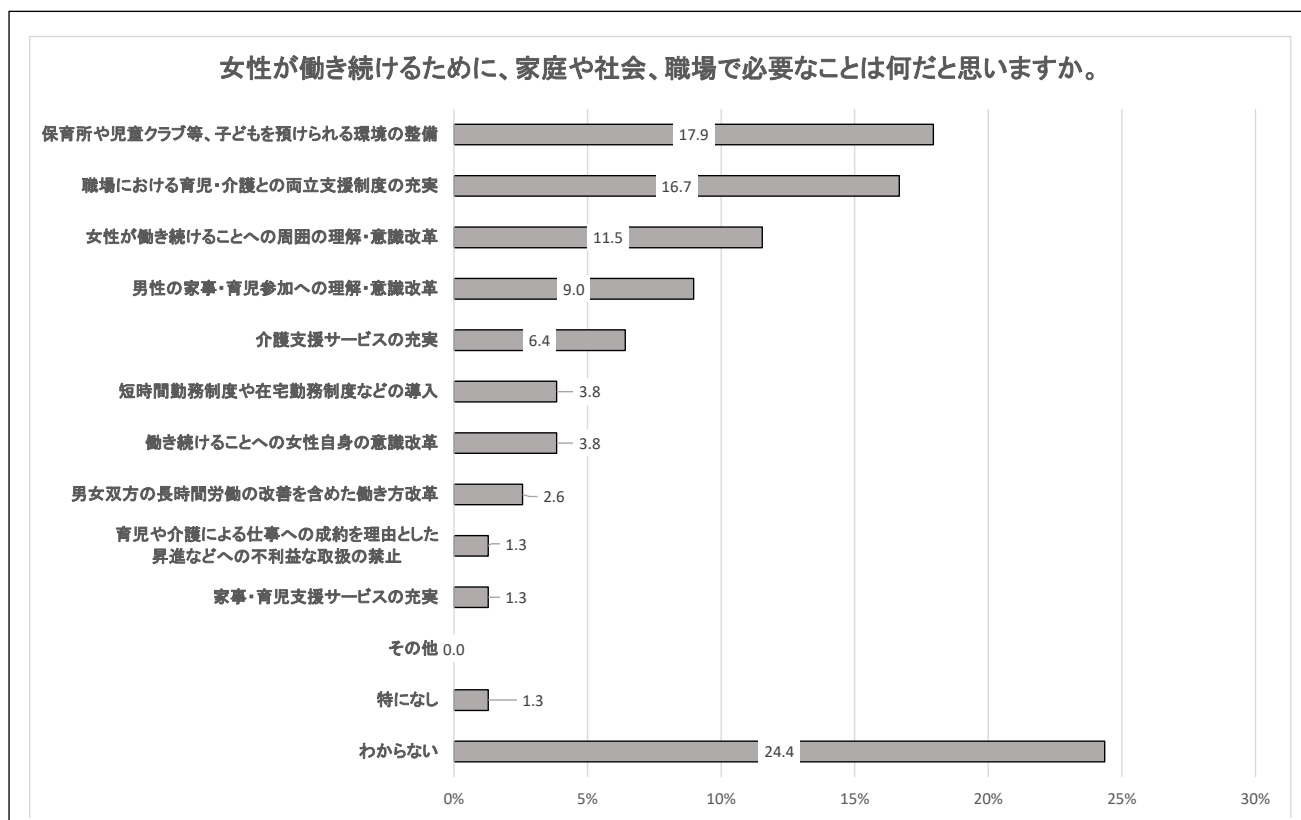
【現状と課題】

家族形態の多様化、雇用・就業構造の変化、経済のグローバル化などが進行する中で、幅広い層で貧困など生活上の困難に陥る人の増加が見られます。

特に、ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人、女性などは、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。

特に女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて生活上の困難に陥りやすくなっています。

このような状況の中、生活上の困難や課題に直面している人が安心して暮らせるようになるためには、固定的性別役割分担意識の解消を基盤とする多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成、環境整備など、性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した取組の推進が必要です。



資料：平成30年度垂水市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり			
番号	具体的施策	内容	担当課
34	ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり	<p>ひとり親家庭等の中には、経済、子どもの教育、健康面等で生活上の困難や課題を抱えやすく、仕事と家庭の両立も難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、就業、経済面等の総合的な支援に取り組みます。</p> <p>また、ひとり親家庭等の自立を促進するため、就業や各種助成等についての情報提供、支援を行います。</p>	福祉課 水産商工観光課 土木課
施策の方向② 高齢者や障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり			
番号	具体的施策	内容	担当課
35	高齢者の就業促進の支援	<p>シルバー人材センター等を通じた身近な地域で生きがいをもって安心して就業できる多様な機会の提供を図ります。</p>	福祉課 水産商工観光課
36	高齢者の自立に向けた生活支援	<p>高齢者等が元気で活躍できる社会づくりを進めるために、老人クラブや生涯学習等への参加を促進する生きがいづくりを支援します。</p> <p>また、高齢者等が不自由さを感じずに自立して生活できるような社会基盤の整備を進めます。</p>	社会教育課 福祉課 土木課
37	要介護者への支援と介護予防の強化	<p>要介護者に対しては、介護保険事業者との十分な連携を図り、サービスが必要な人がいつでもサービスを受けられる、安心できる地域社会づくりを進めます。特に地域での介護体制を充実するために、地域密着型サービスの充実を図るとともに、地域で支える体制づくりを進めます。また、要介護状態にならないために、地域支援事業の充実を図ります。</p>	保健課 福祉課

38	障がいのある人の自立に向けた生活支援	<p>「障がい者総合支援法」に基づき、すべての障がい者が住み慣れた地域で生活できることを基本として、適切な支援を実施します。</p> <p>また、事業所における障がい者雇用を促進します。</p>	<p>福祉課 水産商工観光課</p>
39	外国人が安心して暮らせる環境づくり	<p>関係団体と連携のもと、生活等に関する相談に対応します。</p> <p>また、地域社会において、地域に暮らす外国人と地域の人々が、ともに参画できるよう相互理解と交流を促進します。</p>	<p>企画政策課</p>

重点目標 7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である地域での取組が重要です。これからの地域社会づくりには行政サービスのみでなく、振興会や企業等の多様な主体が協働し、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要です。

また、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復や復興を遅らせることがあります。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

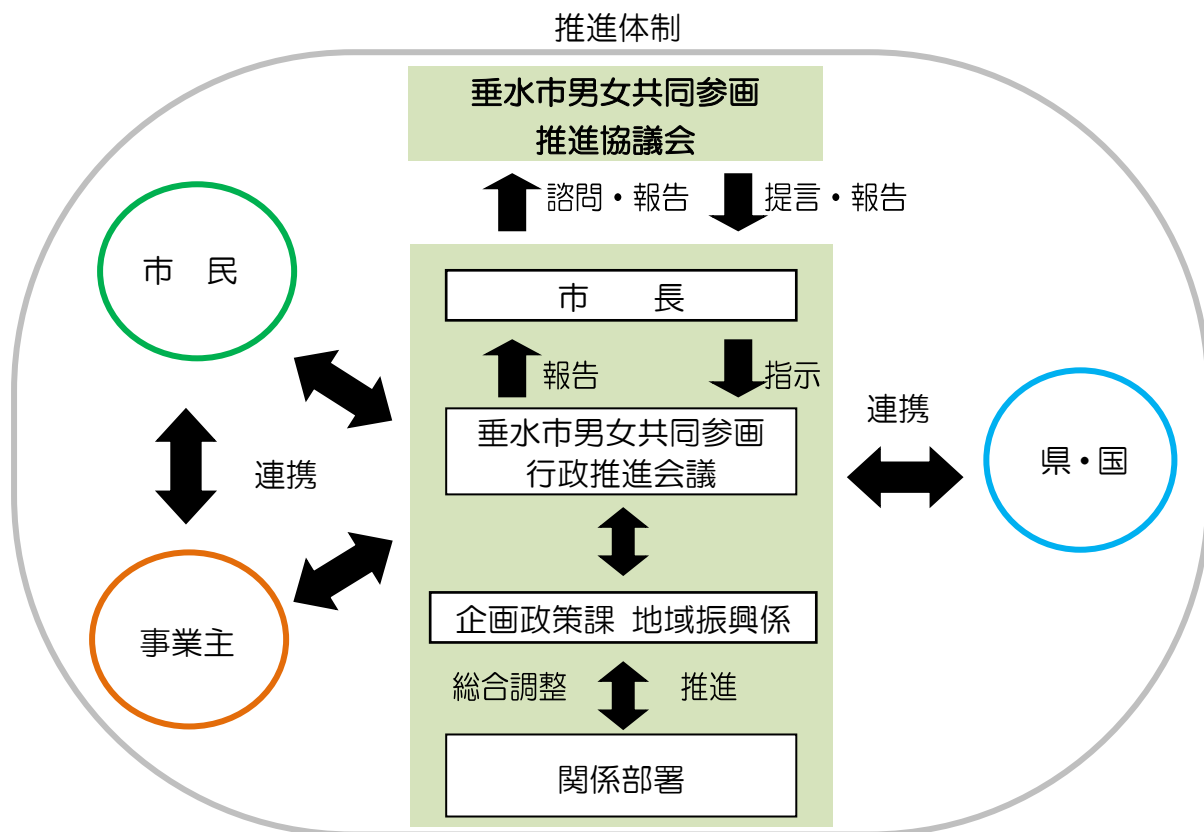
今後、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた地域コミュニティにおける様々な「共助」の取組を、確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現に繋げていくためには、様々な立場を生きる人々がともに生きていくことを支えるといった人権尊重と男女共同を基盤とする男女共同参画の視点に立った「協働」による取組が必要です。

施策の方向① 地域活動での男女共同参画の意識啓発			
番号	具体的施策	内容	担当課
(再掲) 3	地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用	地域で男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、男女共同参画の学習機会や情報提供による啓発等の活動を支援します。	企画政策課
(再掲) 12	地区公民館・振興会等のコミュニティ活動における方針決定過程への女性の参画	地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりのため、地区公民館・振興会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。	企画政策課 社会教育課
施策の方向② 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立			
番号	具体的施策	内容	担当課
40	地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進	地域における生活者の多様な視点を反映した防災力向上を図り、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に立った対応を図ります。	総務課

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

計画の推進に当たっては、垂水市男女共同参画推進協議会の意見や提言をはじめ、市民の意向などを尊重しながら、関係部署が一体となって、総合的かつ計画的な取組を進めます。



2 進行管理および評価

本計画に掲げた施策の管理は担当部署により行い、毎年度進捗状況を把握・点検します。また、本計画に基づいた関連施策に対する評価は、垂水市男女共同参画推進協議会において、2年ごとに実施することとします。併せて、計画期間の中間時点で計画の見直しを行います。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
				進捗状況調査					
	←-----→ 中間評価				←-----→ 中間評価				
			←-----→ 計画見直し					←-----→ 計画見直し	

用語	解説
1 男女共同参画社会	<p>すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。</p>
2 持続可能な開発目標（SDGs）	<p>2015年9月に国連サミットで採択された2030年までの国際開発目標。17の目標と169のターゲット達成により、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、途上国及び先進国で取り組むものです。</p>
3 ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。(国第4次男女共同参画基本計画)</p>
4 ジェンダー・ギャップ指数	<p>世界経済フォーラムが毎年発表する男女格差を図る指数</p>
5 男女共同参画社会基本法	<p>将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律。(平成11年6月23日施行)。男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。</p>
6 配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。(平成13年10月13日(一部14年4月1日)施行、平成16年・平成19年・平成25年改正)都道府県における計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、保護命令制度等が規定されている。</p>

用語	解説
7 女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。(平成27年9月4日施行)
8 固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
9 性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。(国第4次男女共同参画基本計画)
10 性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を持っているかということ。(公益財団法人人権教育啓発推進センター資料を参考に作成)
11 性的少数者	「セクシュアルマイノリティ」のこと。レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人)等が、人口に占める割合が少ないことから性的少数者と言われることがある。(公益財団法人人権教育啓発推進センター資料を参考に作成)
12 女性農業経営士	農業経営に積極的に参画し、農家生活や農業経営・労働管理等の高度な知識や技術を有し、自らの農業経営や地域農業の課題解決に積極的に取り組み、発言力や実践力のある地域のリーダー的女性として、知事が認定した女性の農業者
13 ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。(国第4次男女共同参画基本計画)

用語	解説
14 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
15 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律。(昭和61年4月1日施行)労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。
16 家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたものをいう。
17 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	<p>リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。(国第4次男女共同参画基本計画)</p>

用語	解説
18 配偶者等からの暴力(DV)	<p>配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者(パートナー)からふるわれる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といわれている。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。</p> <p>なお、配偶者暴力防止法における、「配偶者からの暴力」は、配偶者(事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。</p>
19 ソーシャル・ネットワークキング・サービス(SNS)	<p>友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。(国第4次男女共同参画基本計画)</p>
20 デートDV(交際相手からの暴力)	<p>結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。</p> <p>配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。</p>
21 配偶者暴力相談支援センター	<p>配偶者暴力防止法第3条の規定により都道府県に設置が義務づけられている施設(市町村は努力義務)で、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関</p>
22 セクシュアル・ハラスメント	<p>継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。</p>